

★ 広島県地域医療介護総合確保基金条例（条例第四十八号）（医療政策課）

一 制定の理由

医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金が国から交付されることに伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進することを目的として県が作成する地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の計画に基づく事業の実施に必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

- (一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。
- (二) 国から交付された医療介護提供体制改革推進交付金相当額及び地域医療対策支援臨時特例交付金相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

- (一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、県が作成する法第四条第一項の計画に基づく事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十六年十二月二十四日

★ 広島県広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例（条例第四十九号）（がん対策課）

- 一 制定の理由  
 がんの治療水準の向上を図るため、がん患者に対して放射線による治療（以下「放射線治療」という。）を提供する施設として、広島県立広島がん高精度放射線治療センター（以下「センター」という。）を設置するとともに、その管理に関して必要な事項を定めた。

二 センターの内容

- 1 位置  
 広島市東区二葉の里三丁目
- 2 業務

- (一) 医療法第一条の五第二項に規定する診療所として、放射線治療を行うこと。  
 (二) 放射線治療に携わる人材の育成を行うこと。  
 (三) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- 3 開館時間  
 午前九時から午後五時四十五分まで
- 4 休館日  
 土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

- 5 使用料及び手数料  
 (一) 使用料

(1) 会議室、研修室又は駐車場を利用する場合の使用料

施設	使用料		一日
	午前	午後	
大会議室	五、一三〇円	八、一二〇円	一三、二五〇円
小会議室	一、八三〇円	二、九〇〇円	四、七三〇円
第一研修室	一、〇九〇円	一、七二〇円	二、八一〇円
第二研修室	一、一八〇円	一、八七〇円	三、〇五〇円
駐車場	知事が定める額		

(2) 治療を受ける場合の使用料

種別	金額	
	診療料	後期高齢者
診療料	高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に關	

	その他の者	<p>する基準（以下「療養費用算定基準」という。）に定めるところにより算定した額。ただし、同法第六十四条第二項第四号の規定により厚生労働大臣が定める療養に係る診療で療養費用算定基準に規定する回数を超えて受けた診療として厚生労働大臣が定める診療に係るものについては、当該額に一〇〇分の一〇八を乗じて得た額</p>
二 器具その他物品の使用料	実費を基準として知事が定める額	<p>療養費用算定方法に定めるところにより算定した額。ただし、健康保険法第六十三条第二項第四号の規定により厚生労働大臣が定める療養に係る診療で療養費用算定方法に規定する回数を超えて受けた診療として厚生労働大臣が定める診療に係るものについては、当該額に一〇〇分の一〇八を乗じて得た額</p>

(二) 手数料

種 別	金 額
一 文書料 特別診断書 普通診断書又は証明書	一通四、〇一〇円以内で知事が定める額 一通一、六四〇円以内で知事が定める額
二 診察券再交付手数料	一〇〇円
三 医師面談料	三〇分までごとに五、〇七〇円

三 指定管理者による管理

センターの管理は、指定管理者に行わせるものとした。

四 施行期日等

1 施行期日

公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日。ただし、2については公布の日

2 準備行為

この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができることとした。

★ 広島県行政手続条例の一部を改正する条例（条例第五十号）（総務課）

一 改正の理由

処分又は行政指導に関する手続について、県民の権利利益の保護の充実に図るため、法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を整備するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 行政指導の方式

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないものとした。

2 行政指導の中止等の求め

法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるものとし、申出を受けた県の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないものとした。

3 処分等の求め

何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができるものとし、申出を受けた行政庁又は県の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないものとした。

三 施行期日

平成二十七年四月一日

★ 広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）（総務課）

一 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定され、地方公共団体は一定の特定個人情報ファイルの取扱いについて個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関等の意見を聴くこととされたことに伴い、広島県個人情報保護審議会に当該意見を聴くことができるようにするなどのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年十二月二十四日

★ 広島県附属機関設置条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

難病の患者に対する医療等に関する法律の制定及び児童福祉法の一部改正により、難病及び小児慢性特定疾病に係る医療費助成について審査する審査会が法定設置されることに伴い、広島県難病認定審査会及び広島県小児慢性特定疾患認定審査会を廃止するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十七年一月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第五十三号）（市町行財政課）

- 一 改正の理由
 

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容
  - 1 市町が処理する事務に追加するもの

事 務	対 象 市 町
一 医療法に基づく事務のうち、地域医療支援病院と称することの承認等 二 森林法に基づく事務のうち、民有林の開発行為の許可等 三 農業振興地域の整備に関する法律に基づく事務のうち、農業振興地域の指定等 四 ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく事務のうち、ダイオキシソ類土壌汚染対策地域の指定等 五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく事務のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等	広島市

2 市町を経由することにより処理する事務に追加するもの

事 務	対 象 市 町
母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務のうち、父子福祉資金貸付金の据置期間延長申請の受付等	呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

3 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

- 1 2及び3以外の改正 平成二十七年四月一日
- 2 二1の表の五の改正 子ども・子育て支援法の施行の日
- 3 二2の改正 平成二十六年十二月二十四日

★ 修学資金等の返還債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例（条例第五十四号）  
（障害者支援課）

一 改正の要旨

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、次の条例について引用条項等の整理を行った。

- 1 修学資金等の返還債務の免除に関する条例
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

二 施行期日

平成二十七年一月一日



★ 児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十五号）（健康対策課）

一 改正の理由

難病の患者に対する医療等に関する法律の制定及び児童福祉法の一部改正により特定医療費及び小児慢性特定医療費を支給する制度が創設されることに伴い、正当な理由なしに虚偽の報告等を行った者に対するこれらの法律に基づく過料に関し必要な事項を定めるため、必要な改正を行った。

二 条例改正の内容

1 題名の改正

題名を「児童福祉法等に基づく過料に関する条例」に改めた。

2 児童福祉法に基づく過料

(一) 小児慢性特定医療費に係る医療受給者証の返還を求められてこれに応じない者は、十万円以下の過料に処する。

(二) 小児慢性特定医療費の支給に係る報告命令等に対して、正当な理由なしに虚偽の報告等を行った者は、十万円以下の過料に処する。

3 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく過料

(一) 特定医療費に係る医療受給者証の返還を求められてこれに応じない者は、十万円以下の過料に処する。

(二) 特定医療費の支給に係る報告命令等に対して、正当な理由なしに虚偽の報告等を行った者は、十万円以下の過料に処する。

三 施行期日

平成二十七年一月一日

★ 広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第五十六号）（建築課）

一 改正の要旨

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

★ 広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（条例第五十七号）（教育委員会）

一 改正の要旨

広島県立呉南特別支援学校を次のとおり設置するため、必要な改正を行った。

名 称	位 置	開 校
広島県立呉南特別支援学校	呉市阿賀中央五丁目	平成二十七年四月一日

二 施行期日

平成二十七年一月一日

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第五十八号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の平成二十六年十月十日付けの給与勧告等や国家公務員退職手当法の一部が改正されたことなどを考慮して、職員の給料月額、諸手当及び退職手当の調整額などを改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

- (一) 平成二十六年年度の改定  
職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。
- (二) 平成二十七年以降の改定  
職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。
- (三) 諸手当の改定

(1) 医師等の初任給調整手当

医師等の初任給調整手当の限度額を次のとおり改定した。

区分	改正前	改正後
医療職給料表(一)適用者	三六五、五〇〇円	三六六、七〇〇円
医療職給料表(一)以外の給料表適用者	五〇、〇〇〇円	五〇、三〇〇円

(2) 勤勉手当

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定した。

区分	支給月	改正前	改正後
職員(特定幹部職員を除く。)	六月	一〇〇分の六七・五	一〇〇分の七五
	一二月	一〇〇分の六七・五	一〇〇分の七五
特定幹部職員	六月	一〇〇分の八七・五	一〇〇分の九五
	一二月	一〇〇分の八七・五	一〇〇分の九五
再任用職員(特定幹部職員を除く。)	六月	一〇〇分の三二・五	一〇〇分の三五
	一二月	一〇〇分の三二・五	一〇〇分の三五
再任用の特定幹部職員	六月	一〇〇分の四二・五	一〇〇分の四五
	一二月	一〇〇分の四二・五	一〇〇分の四五

(3) 単身赴任手当

ア 再任用職員に対し、新たに単身赴任手当を支給することとした。

イ 単身赴任手当の基礎額及び加算額の限度額を次のとおり改定した。

区分	改正前	改正後
----	-----	-----

基礎額	一三三、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円
加算額	四五、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円

(4) 管理職員特別勤務手当

管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前零時から午前五時までの間に勤務した場合においても、管理職員特別勤務手当を支給することとした。

2 任期付研究員の給与改定

(一) 給料表の改定

- (1) 平成二十六年年度の改定  
任期付研究員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。
- (2) 平成二十七年年度以降の改定  
任期付研究員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当の改正

任期付研究員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月		改 正 前		改 正 後	
	一二月	六月	一〇〇分の一二五	一〇〇分の一二五	一〇〇分の一四二・五	一〇〇分の一三二・五
任期付研究員						

3 特定任期付職員の給与改定

(一) 給料表の改定

- (1) 平成二十六年年度の改定  
特定任期付職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。
- (2) 平成二十七年年度以降の改定  
特定任期付職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当の改正

特定任期付職員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月		改 正 前		改 正 後	
	一二月	六月	一〇〇分の一二五	一〇〇分の一二五	一〇〇分の一四二・五	一〇〇分の一三一・五
特定任期付職員						

4 退職手当の調整額の改定等

(一) 職員の退職手当の調整額を、次のとおり改定した。

区 分	改 正 前	改 正 後
第一号区分	六二、五〇〇円	七八、七五〇円
第二号区分	五〇、〇〇〇円	六五、〇〇〇円
第三号区分	四五、八五〇円	五九、五五〇円
第四号区分	四一、七〇〇円	五四、一五〇円

第五号区分		二三、三五〇円	四三、三五〇円
第六号区分		一五、〇〇〇円	三二、五〇〇円
第七号区分		二〇、八五〇円	二七、一〇〇円
第八号区分		一六、七〇〇円	二二、七〇〇円

(二) 第八号区分について、勤続期間が二十四年以下の退職者に対しても調整額を支給するものとした。

5 病院事業職員の管理職員特別勤務手当の改定

病院事業職員である管理監督職員又は指定職職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前零時から午前五時までの間に勤務した場合においても、管理職員特別勤務手当を支給することとした。

6 特別職の職員等の期末手当の改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

特別職の職員等	区分		
	支給月	改正前後	
特別職の職員等	六月	一〇〇分の一二五	一〇〇分の一三一・五
	一二月	一〇〇分の一三五	一〇〇分の一四二・五

7 その他

この条例の施行に伴い必要な経過措置等を定めた。

三 施行期日等

1 二一(一)、二一(三)(1)及び(2)、二二(一)(1)、二二(二)(1)、二三(一)(1)、二三(二)並びに二六については、平成二十六年十二月二十四日から施行し、平成二十六年四月一日から適用する。

2 二一(二)、二一(三)(3)及び(4)、二二(一)(2)、二三(一)(2)、二四並びに二五については、平成二十七年四月一日

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例  
(条例第五十九号) (教育委員会)

一 改正の理由

人事委員会の平成二十六年十月十日付けの給与勧告などを考慮して、市町立学校職員の給料月額を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 給料表の改定

(一) 平成二十六年年度の改定

市町立学校職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 平成二十七年以降の改定

市町立学校職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

2 この条例の施行に関し必要な経過措置等を定めた。

三 施行期日等

平成二十六年十二月二十四日から施行し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、二1(二)については、平成二十七年四月一日から施行する。